

## 静岡県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年10月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 高松処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和31年8月2日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

### 2 城北処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和45年3月31日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

### 3 中島処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道
- (3) 事業施行期間  
自 昭和50年5月23日  
至 令和5年3月31日
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更なし
  - イ 使用の部分  
変更なし

7 静清処理区

- (1) 施行者の名称  
静岡市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道
- (3) 事業施行期間  
自 平成元年8月25日  
至 令和5年3月31日
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更なし
  - イ 使用の部分  
変更なし